**（特非）○○　　謝金規程**

ひょうごボランタリー基金「地域づくり活動ＮＰＯ事業助成」に係る謝金について次のように定める。

　（１）「　　　　　　　　　　」の事業に関わる講師を行った場合、

その謝金は、1回につき　○○　円とする。

（２）但し、講座に係る材料・資料は講師が用意することとし、謝金に含む。

この規程は、令和5年４月１日から施行する。

特定非営利活動法人　○○

理事長　○○

**旅費規程**

ひょうごボランタリー基金「地域づくり活動ＮＰＯ事業助成」に係る旅費について次のように定める。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 飛行機 | 鉄　道 | バ　ス | 船　舶 | 車 | その他 |
| 実　費 | 実　費 | 実　費 | 実　費 | 高速代金  のみ実費 | 実　費 |

　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

ＮＰＯ法人

　代表